

議案第210号

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第35条第2項」を「第35条第3項において準用する同条第1項本文」に改める。

第11条第1号及び第2号中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改める。

第15条中「第35条第2項」を「第35条第3項において準用する同条第1項本文」に、「収容された」を「引き取られ、又は収容された」に改める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

平成25年5月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例 (抄)

(公 示)

第8条 市長は、法第35条第2項 第3項において準用する同条第1項本文の規定により所有者の判明し

ない犬若しくは猫を引き取り、又は法第36条第2項の規定により疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物を収容したときは、市長の定めるところにより、その動物の種類、引取り、又は収容の日時及び場所その他必要な事項を、当該引取り又は収容の日の翌日から起算して2日間公示するものとする。

(手数料)

第11条 法、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「規則」という。）又はこの条例の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第10条第1項の規定に基づく登録 1件につき15,000円（1の事業所において、同時に2以上の**第1種動物取扱業**（同項に規定する**第1種動物取扱業**をいう。以下同じ。）の種別（同条第2項第4号に規定する種別をいう。以下同じ。）に係る登録を受けようとする場合における1を超える**第1種動物取扱業**の種別に係る登録にあつては、7,500円）
- (2) 法第13条第1項の規定に基づく登録の更新 1件につき13,000円（1の事業所において、同時に2以上の**第1種動物取扱業**の種別に係る登録の更新を受けようとする場合における1を超える**第1種動物取扱業**の種別に係る登録の更新にあつては、6,500円）

(3)－(8) 省 略

(収容動物の飼養費用等)

第15条 法第35条第2項 第3項において準用する同条第1項本文又は第36条第2項の規定により**引き取**

られ、又は収容された動物の飼養者が当該動物を引き取ろうとするときは、市長の定めるところにより、当該動物の飼養等に要した費用及び返還に要する費用を納付しなければならない。